

議案第 66 号

向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び向日市議会会議規則（昭和 48 年向日市議会規則第 1 号）第 15 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 19 日提出

提出者

向日市議会議員 村田 光隆

賛成者

向日市議会議員 青山まゆみ

向日市議会議員 長谷川 愛

条例第 号

向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
（議員報酬） 第 1 条 議会の議長、副議長及び議員の 議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>4 2 7, 5 0 0 円</u> 副議長 月額 <u>3 9 6, 0 0 0 円</u> 議員 月額 <u>3 6 0, 0 0 0 円</u>	（議員報酬） 第 1 条 議会の議長、副議長及び議員の 議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>4 7 5, 0 0 0 円</u> 副議長 月額 <u>4 4 0, 0 0 0 円</u> 議員 月額 <u>4 0 0, 0 0 0 円</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。